

令和 6 年 9 月

第 6 回

横 手 市 議 会
定 例 会 議 案

令和6年第6回横手市議会9月定例会議案一覧表

(1) 諮問第11号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(2) 諮問第12号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(3) 報告第11号	専決処分の報告について	1 ~ 2
(4) 報告第12号	令和5年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について	3 ~ 4
(5) 報告第13号	放棄した債権の報告について	5 ~ 6
(6) 承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	7 ~ 8 予算書の頁
(7) 認定第1号	令和5年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(8) 認定第2号	令和5年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(9) 認定第3号	令和5年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(10) 認定第4号	令和5年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(11) 認定第5号	令和5年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(12) 認定第6号	令和5年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(13) 認定第7号	令和5年度横手市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(14) 認定第8号	令和5年度横手市病院事業会計決算の認定について	決算書の頁

(15) 認定第9号	令和5年度横手市水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(16) 認定第10号	令和5年度横手市下水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(17) 議案第84号	使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例	9 ~ 97
(18) 議案第85号	横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例	98 ~ 99
(19) 議案第86号	横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	100 ~ 103
(20) 議案第87号	横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例	104 ~ 107
(21) 議案第88号	工事請負契約の締結について(柳田工業団地拡張造成工事)	108
(22) 議案第89号	財産の取得について(大型提示装置 70台)	109
(23) 議案第90号	字の区域の変更について	110 ~ 112
(24) 議案第91号	字の区域の変更について	113 ~ 114
(25) 議案第92号	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	115 ~ 116
(26) 議案第93号	市道路線の廃止について	117 ~ 118
(27) 議案第94号	市道路線の認定について	119 ~ 120
(28) 議案第95号	令和6年度横手市一般会計補正予算(第4号)	予算書の頁
(29) 議案第96号	令和6年度横手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁

(30) 議案第97号 令和6年度横手市病院事業会計補正予算 予算書の頁
(第1号)

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出

横手市長 高 橋 大

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年8月2日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年7月17日（水）午後9時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 30,932円 |

報告第 1 2 号

令和 5 年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度横手市一般会計継続費精算報告書について次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出
横手市長 高 橋 大

令和 5 年 度 横 手 市 一 般 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他			国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他			国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	大型公共施設整備事業	令和4年度	円 272,140,000	円	円 164,300,000	円	円 107,840,000	円 94,904,700	円	円	円	円 94,904,700	円 177,235,300	円	円 164,300,000	円	円 12,935,300
			令和5年度	円 74,160,000		円 70,400,000		円 3,760,000	円 238,285,300		円 223,800,000		円 14,485,300	円 △ 164,125,300		円 △ 153,400,000		円 △ 10,725,300
			計	円 346,300,000		円 234,700,000		円 111,600,000	円 333,190,000		円 223,800,000		円 109,390,000	円 13,110,000		円 10,900,000		円 2,210,000
4 衛生費	1 保健衛生費	西部斎場整備事業	令和4年度	円 83,250,000	円	円 83,200,000	円	円 50,000	円 70,276,600	円	円	円 70,200,000	円 76,600	円 12,973,400	円	円 13,000,000	円	円 △26,600
			令和5年度	円 574,375,000		円 574,300,000		円 75,000	円 566,583,800		円 564,900,000		円 1,683,800	円 7,791,200		円 9,400,000		円 △1,608,800
			計	円 657,625,000		円 657,500,000		円 125,000	円 636,860,400		円 635,100,000		円 1,760,400	円 20,764,600		円 22,400,000		円 △1,635,400

令和 6 年 8 月 2 6 日提出
横手市長 高 橋 大

報告第 1 3 号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成 2 8 年横手市条例第 2 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出
横手市長 高 橋 大

別紙

債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
空家等安全対策措置費用収入 (市民福祉部生活環境課)	199,500	1	1	第13条第1項第2号(相続人不存在等) 放棄決定日:令和6年7月5日
前郷墓園管理手数料 (市民福祉部生活環境課)	5,280	1	1	第13条第1項第2号(相続人不存在等) 放棄決定日:令和6年7月11日

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、報告し承認を求める。

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 5 日専決

横手市長 高 橋 大

令和6年度横手市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度横手市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,053,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年8月5日専決
横手市長 高橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金		5,738,123	195,700	5,933,823
	2 基金繰入金	5,091,839	195,700	5,287,539
歳 入 合 計		59,857,300	195,700	60,053,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 農林水産業費		2,989,558	10,980	3,000,538
	1 農業費	2,666,354	10,980	2,677,334
11 災害復旧費		136,892	184,720	321,612
	1 農林水産業施設災害復旧費	129,891	78,010	207,901
	2 公共土木施設災害復旧費	7,000	106,710	113,710
歳 出	合 計	59,857,300	195,700	60,053,000

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和6年度農業経営安定化対策資金利子補給（自然災害 枠）	令和7年度	令和17年度	令和6年度の農業経営安定化対策 資金（自然災害枠）の融資の償 還に係る利子のうち、年利の 0.5%の利子に相当する金額以内 の利子補給額

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	5,738,123	195,700	5,933,823
計	59,857,300	195,700	60,053,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2, 989, 558	10, 980	3, 000, 538					10, 980
11 災害復旧費	136, 892	184, 720	321, 612					184, 720
計	59, 857, 300	195, 700	60, 053, 000					195, 700

2. 歳入

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	3, 215, 591	195, 700	3, 411, 291	1 財政調整基金繰入金	195, 700	財政調整基金繰入金 195, 700
計	5, 091, 839	195, 700	5, 287, 539			

3. 歳出

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節			説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 農業振興費	1, 029, 144	10, 980	1, 040, 124				10, 980	18 負担金補助 及び交付金	10, 980	農業経営支援事業 480 農業災害等緊急支援事業 10, 500
計	2, 666, 354	10, 980	2, 677, 334				10, 980			

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 農業施設災害復旧費	2, 000	55, 460	57, 460				55, 460	12 委託料	29, 160	農地農業用施設災害復旧事業 55, 460
								14 工事請負費	1, 300	
								18 負担金補助及び交付金	25, 000	
2 林業施設災害復旧費	127, 891	22, 550	150, 441				22, 550	12 委託料	22, 550	林業施設災害復旧事業 22, 550
計	129, 891	78, 010	207, 901				78, 010			

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1道路橋りょう災害復旧費	4,000	92,410	96,410				92,410	12委託料	55,300	道路橋りょう災害復旧事業 92,410
								13使用料及び賃借料	16,220	
								14工事請負費	14,740	
								15原材料費	6,150	
2河川災害復旧費	3,000	14,300	17,300				14,300	11役務費	500	河川災害復旧事業 14,300
								12委託料	3,800	
								13使用料及び賃借料	6,120	
								14工事請負費	970	
								15原材料費	2,910	
計	7,000	106,710	113,710				106,710			

議案第 8 4 号

使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

公の施設の使用料の見直し等に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

(横手市公文書館設置条例の一部改正)

第1条 横手市公文書館設置条例（令和元年横手市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
(消費税を含む。)			(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
[略]			[略]		
ルーム2	1時間につき	<u>150円</u>	ルーム2	1時間につき	<u>200円</u>
備考 [略]			備考 [略]		

(横手市交流センター設置条例の一部改正)

第2条 横手市交流センター設置条例（平成22年横手市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第7条、第16条関係）

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額	備考
オープンスペース	営利を目的	1時間に	450円	ステー
	としない場	つき		ジ、照
	合			明、音響
	営利を目的		2,000円	設備を含
	とする場合			む。
市民活動 センター	研修室1		300円	
	としない場			
	合			
	営利を目的		1,350円	
	とする場合			
	研修室2		300円	
	としない場			
	合			
	営利を目的		900円	

別表（第7条、第16条関係）

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
オープンスペース	営利を目的	1時間に	600円
	としない場	つき	
	合		
	営利を目的		2,200円
	とする場合		
市民活動 センター	研修室1		400円
	としない場		
	合		
	営利を目的		1,500円
	とする場合		
	研修室2		400円
	としない場		
	合		
	営利を目的		1,200円

		とする場合					とする場合		
	研修室3	営利を目的 としない場 合		300円			研修室3	営利を目的 としない場 合	400円
		営利を目的 とする場合		1,800円				営利を目的 とする場合	2,000円
	防音スタ ジオ	営利を目的 としない場 合		200円			防音スタ ジオ	営利を目的 としない場 合	200円
		営利を目的 とする場合		600円				営利を目的 とする場合	600円
にぎわい広場		営利を目的 としない場 合		150円	光熱水費 は実費相 当額とす		にぎわい広場	営利を目的 としない場 合	200円
		営利を目的 とする場合		7,600円	る。			営利を目的 とする場合	600円
喫茶コーナー		1月につ	22,000円以	光熱水費		喫茶コーナー		1月につ	22,000円以上で市長が

	き	上で市長が定める額	は実費相当額とする。
上記以外の土地	使用面積1平方メートルにつき1月	15円	消費税を含まない。

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。
- 3 使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。
- 4 オープンスペース及びにぎわい広場の使用料は、使用者が施設の一部又は全部を占有して使用する場合に徴

	き	定める額
--	---	------

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。
- 3 使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 4 オープンスペース及びにぎわい広場の使用料は、使用者が施設の一部又は全部を占有して使用する場合に徴

<u>収する。</u> 5 土地の使用面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。 6 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条の規定に該当する場合における土地の使用料の額は、この表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。 7 使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、1件の使用料の額が100円未満となるときは、これを100円とする。	<u>収する。</u>
--	-------------

（横手市地区交流センター設置条例の一部改正）

第3条 横手市地区交流センター設置条例（令和5年横手市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第6条、第15条関係）	別表第2（第6条、第15条関係）

1 横手市横手中央地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
実習室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,400円</u>
講習室(1)	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
講習室(2)	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>650円</u>
講習室(3)	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>650円</u>
講堂	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,850円</u>

備考 [略]

2 横手市亀田地区交流センター

1 横手市横手中央地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
実習室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
講習室(1)	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
講習室(2)	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>700円</u>
講習室(3)	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>700円</u>
講堂	営利を目的としない場合		<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,900円</u>

備考 [略]

2 横手市亀田地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>350円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,050円</u>
地域交流室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
和室（1）	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
和室（2）	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
ホール	営利を目的としない場合		<u>600円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,800円</u>
音楽室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
[略]			
調理室	[略]		

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額	
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>500円</u>	
	営利を目的とする場合		<u>3,100円</u>	
[略]				
和室（1）	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>	
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>	
和室（2）	営利を目的としない場合		<u>100円</u>	
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>	
ホール	営利を目的としない場合		<u>500円</u>	
	営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>	
音楽室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>	
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>	
[略]				
調理室	[略]			

児童館（1）	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>250円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>
児童館（2）	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>

備考 [略]

3 横手市西成瀬地区交流センター

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,400円</u>
ホール	営利を目的としない場合		<u>650円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,950円</u>
1階和室 （1）	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
1階和室 （2）	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
1階地域交流	営利を目的としない場合		<u>300円</u>

備考 [略]

3 横手市西成瀬地区交流センター

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>600円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,600円</u>
1階和室 （1）	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
1階和室 （2）	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
1階地域交流	営利を目的としない場合		<u>200円</u>

室	営利を目的とする場合	900円
2階工芸室	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円
2階調理室	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円
2階音楽室	営利を目的としない場合	150円
(1)	営利を目的とする場合	450円
2階音楽室	[略]	
(2)		

備考 [略]

4 横手市狙半内地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
学習交流室	営利を目的としない場合	1時間につき	250円
	営利を目的とする場合		750円
和室	営利を目的としない場合		150円
	営利を目的とする場合		450円

室	営利を目的とする場合	600円
2階音楽室	[略]	

備考 [略]

4 横手市狙半内地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
学習交流室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		600円
和室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円

体育館	営利を目的としない場合	<u>350円</u>
	営利を目的とする場合	<u>3,200円</u>

備考 [略]

5 横手市浅舞地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
第1研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
視聴覚室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>250円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>
[略]			
講堂	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>950円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,850円</u>
控室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>

備考 [略]

体育館	営利を目的としない場合	<u>500円</u>
	営利を目的とする場合	<u>2,900円</u>

備考 [略]

5 横手市浅舞地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
第1研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		<u>700円</u>
[略]			
視聴覚室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>
[略]			
講堂	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>1,400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>4,200円</u>
控室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>

備考 [略]

6 横手市浅舞地区交流センター蛭野分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
[略]			
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,650円</u>

備考 [略]

7 横手市浅舞地区交流センター樽見内分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
第1研修室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
第2研修室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>

6 横手市浅舞地区交流センター蛭野分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
[略]			
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,000円</u>

備考 [略]

7 横手市浅舞地区交流センター樽見内分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
第1研修室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
第2研修室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>

		営利を目的とする場合	600円	
備考　　[略]				
8　　横手市吉田地区交流センター				
(消費税を含む。)				
区分			単位	使用料の額
[略]				
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	200円	
	営利を目的とする場合		600円	
備考　　[略]				
9　　[略]				
10　　横手市醍醐地区交流センター				
(消費税を含む。)				
区分			単位	使用料の額
第1研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円	
	営利を目的とする場合		650円	
藍染工房	営利を目的としない場合		200円	
	営利を目的とする場合		600円	

	営利を目的とする場合		300円
備考　　[略]			
8　　横手市吉田地区交流センター			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
[略]			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	300円
	営利を目的とする場合		900円
備考　　[略]			
9　　[略]			
10　　横手市醍醐地区交流センター			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
第1研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	300円
	営利を目的とする場合		900円
藍染工房	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円

調理実習室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
アリーナ	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,450円</u>
第2研修室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>700円</u>
第2会議室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>
備考 [略]			
1 1 横手市沼館地区交流センター			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
視聴覚室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>1,650円</u>

調理実習室	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>
[略]			
アリーナ	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,700円</u>
第2研修室	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>
第2会議室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,200円</u>

備考 [略]

1 1 横手市沼館地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
視聴覚室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>1,500円</u>

	営利を目的とする場合	4,950円
多目的室	営利を目的としない場合	900円
	営利を目的とする場合	2,700円
和室	営利を目的としない場合	400円
	営利を目的とする場合	1,200円

備考 [略]

1 2 [略]

1 3 横手市福地地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
多目的室A	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
多目的室B	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
和室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			

	営利を目的とする場合	4,500円
多目的室	営利を目的としない場合	800円
	営利を目的とする場合	2,400円
和室	営利を目的としない場合	300円
	営利を目的とする場合	900円

備考 [略]

1 2 [略]

1 3 横手市福地地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
多目的室A	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
多目的室B	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
和室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			

体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>600円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,800円</u>

備考 [略]

1 4 横手市大沢地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
[略]			
和室研修室 (1)	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
和室研修室 (2)	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>

備考 [略]

1 5 横手市館合地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,200円</u>

体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>700円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,100円</u>

備考 [略]

1 4 横手市大沢地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
[略]			
和室研修室 (1)	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
和室研修室 (2)	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>

備考 [略]

1 5 横手市館合地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>

和室研修室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
(1)	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
研修室 (3)	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
備考 [略]			
1 6 ・ 1 7 [略]			
1 8 横手市大森地区交流センター分館			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
[略]			
第2研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		<u>350円</u>
[略]			
備考 [略]			
1 9 横手市八沢木地区交流センター			

和室研修室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
(1)	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			
研修室 (3)	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			
備考 [略]			
1 6 ・ 1 7 [略]			
1 8 横手市大森地区交流センター分館			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
[略]			
第2研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			
備考 [略]			
1 9 横手市八沢木地区交流センター			

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
[略]			
講堂	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1, 050円</u>
[略]			

備考 [略]

20 横手市ほろわ地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
多目的室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
〔略〕			
調理体験室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>350円</u>
〔略〕			
地域文化伝	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
[略]			
講堂	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			

備考 [略]

20 横手市ほろわ地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
多目的室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
調理体験室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
地域文化伝	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>

承交流室	営利を目的とする場合	450円
------	------------	------

備考 [略]

2 1 横手市十文字地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
交流ホール1	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>250円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>
交流ホール2	営利を目的としない場合		<u>250円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>
交流ホール3	営利を目的としない場合		<u>250円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>
スタジオ1	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			
和室1	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
和室2	営利を目的としない場合		<u>100円</u>

承交流室	営利を目的とする場合	600円
------	------------	------

備考 [略]

2 1 横手市十文字地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
交流ホール1	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,000円</u>
交流ホール2	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,000円</u>
交流ホール3	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,000円</u>
スタジオ1	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			
和室1	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
和室2	営利を目的としない場合		<u>200円</u>

	営利を目的とする場合	<u>300円</u>
研修室	営利を目的としない場合	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合	<u>300円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合	<u>150円</u>
	営利を目的とする場合	<u>450円</u>

備考 [略]

2 2 [略]

2 3 横手市十文字西地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室A	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
研修室B	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
視聴覚室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>

	営利を目的とする場合	<u>600円</u>
研修室	営利を目的としない場合	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合	<u>600円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合	<u>600円</u>

備考 [略]

2 2 [略]

2 3 横手市十文字西地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室A	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
研修室B	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
視聴覚室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>

	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
[略]			
展示ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>

備考 [略]

2 4 横手市山内地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室A	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		<u>500円</u>
[略]			
調理実習室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>700円</u>
和室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>650円</u>
ホールA	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1, 850円</u>

	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			
展示ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>

備考 [略]

2 4 横手市山内地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室A	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
[略]			
調理実習室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
和室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
ホールA	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,100円</u>

ホールB	営利を目的としない場合	<u>100円</u>	ホールB	営利を目的としない場合	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合	<u>1,100円</u>		営利を目的とする場合	<u>600円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

(横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部改正)

第4条 横手市地域コミュニティ施設設置条例（平成23年横手市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 大雄コミュニティ交流センター				2 大雄コミュニティ交流センター			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>150円</u>	体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,000円</u>		営利を目的とする場合		<u>2,100円</u>

交流室1	<u>200円</u>	交流室1	<u>100円</u>
交流室2	<u>200円</u>	交流室2	<u>100円</u>
ミーティングルーム	<u>200円</u>	ミーティングルーム	<u>100円</u>
備考 〔略〕		備考 〔略〕	
3 〔略〕		3 〔略〕	

（横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部改正）

第5条 横手市横手総合交流促進施設設置条例（平成17年横手市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条、第15条関係）				別表第2（第6条、第15条関係）			
1 横手市交流促進施設 オアシス館				1 横手市交流促進施設 オアシス館			
（消費税を含む。）				（消費税を含む。）			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
交流大ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>	交流大ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,950円</u>		営利を目的とする場合		<u>3,400円</u>

交流懇談室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>
生活体験室 (1)	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>400円</u>
生活体験室 (2)	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>400円</u>
[略]			

備考 [略]

2 横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
地域農産物 直売交流ホ ール	営利を目的としない場合	1時間に つき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>5,200円</u>
新規作物導 入支援室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>400円</u>

交流懇談室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>700円</u>
生活体験室 (1)	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
生活体験室 (2)	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			

備考 [略]

2 横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
地域農産物 直売交流ホ ール	営利を目的としない場合	1時間に つき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>3,700円</u>
新規作物導 入支援室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>

農業農村体	営利を目的としない場合	<u>100円</u>
験室（１）	営利を目的とする場合	<u>650円</u>
農業農村体	営利を目的としない場合	<u>100円</u>
験室（２）	営利を目的とする場合	<u>650円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合	<u>100円</u>
	営利を目的とする場合	<u>500円</u>

備考 〔略〕

３ 横手市総合交流促進施設 さかえ館

（消費税を含む。）

区分			単位	使用料の額
健康増進ゾーン	健康交流ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
		営利を目的とする場合		<u>4,400円</u>
コミュ	[略]			
ニティゾーン	調理実習室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
		営利を目的とする場合		<u>400円</u>
いきい	和室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>

農業農村体	営利を目的としない場合	<u>200円</u>
験室（１）	営利を目的とする場合	<u>600円</u>
農業農村体	営利を目的としない場合	<u>200円</u>
験室（２）	営利を目的とする場合	<u>600円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合	<u>600円</u>

備考 〔略〕

３ 横手市総合交流促進施設 さかえ館

（消費税を含む。）

区分			単位	使用料の額
健康増進ゾーン	健康交流ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
		営利を目的とする場合		<u>3,100円</u>
コミュ	[略]			
ニティゾーン	調理実習室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
		営利を目的とする場合		<u>300円</u>
いきい	和室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>

きゾー ン	(A)	営利を目的とする場合		<u>500円</u>
	[略]			
	交流室	営利を目的としない場合	1時間に	<u>100円</u>
	(1)	営利を目的とする場合	つき	<u>650円</u>
	交流室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	(2)	営利を目的とする場合		<u>650円</u>

備考 [略]

4 横手市総合交流促進施設 あさくら館

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
健康増 進ゾー ン	交流大ホ ール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>200円</u>
		営利を目的とする場合	つき	<u>5,450円</u>
	スポーツ トレーニ ング室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
		営利を目的とする場合		<u>1,600円</u>
		[略]		
	コミュ	ボランティア	営利を目的としない場合	1時間に <u>150円</u>

きゾー ン	(A)	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
	[略]			
	交流室	営利を目的としない場合	1時間に	<u>200円</u>
	(1)	営利を目的とする場合	つき	<u>600円</u>
	交流室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	(2)	営利を目的とする場合		<u>600円</u>

備考 [略]

4 横手市総合交流促進施設 あさくら館

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
健康増 進ゾー ン	交流大ホ ール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>300円</u>
		営利を目的とする場合	つき	<u>4,500円</u>
	スポーツ トレーニ ング室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
		営利を目的とする場合		<u>1,400円</u>
		[略]		
	コミュ	ボランティア	営利を目的としない場合	1時間に <u>200円</u>

ニティ ゾーン	リアル ム・工房		つき		ニティ ゾーン	リアル ム・工房		つき	
		営利を目的とする場合		<u>1,150円</u>			営利を目的とする場合		<u>1,000円</u>
		スタジオ		100円			スタジオ		100円
		(1)		<u>350円</u>			(1)		<u>300円</u>
		スタジオ		<u>100円</u>			スタジオ		<u>200円</u>
		(2)		<u>450円</u>			(2)		<u>600円</u>
		調理実習		<u>100円</u>			調理実習		<u>200円</u>
		室		600円			室		600円
		[略]					[略]		
いきい きゾー ン	洋室	営利を目的としない場合	1時間に つき	<u>100円</u>	いきい きゾー ン	洋室	営利を目的としない場合	1時間に つき	<u>200円</u>
		営利を目的とする場合		600円			営利を目的とする場合		600円
	和室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>		和室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
		営利を目的とする場合		<u>500円</u>			営利を目的とする場合		<u>600円</u>
	和室	営利を目的としない場合		100円		和室	営利を目的としない場合		100円
		営利を目的とする場合		<u>350円</u>			営利を目的とする場合		<u>300円</u>
	研修室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>		研修室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
		営利を目的とする場合		600円			営利を目的とする場合		600円

研修室	営利を目的としない場合	100円
(2)	営利を目的とする場合	450円

備考 [略]

5 横手市総合交流促進施設 旭ふれあい館

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
健康増進ゾーン	交流大ホール	営利を目的としない場合	1時間に	200円
		営利を目的とする場合	つき	5,000円
コミュニティゾーン	会議室	営利を目的としない場合		100円
		営利を目的とする場合		350円
	[略]			
	調理実習室	営利を目的としない場合	1時間に	100円
		営利を目的とする場合	つき	350円
いきいきゾーン	和室	営利を目的としない場合		100円
		営利を目的とする場合		500円
	和室	営利を目的としない場合		100円
		営利を目的とする場合		350円

研修室	営利を目的としない場合	200円
(2)	営利を目的とする場合	600円

備考 [略]

5 横手市総合交流促進施設 旭ふれあい館

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
健康増進ゾーン	交流大ホール	営利を目的としない場合	1時間に	300円
		営利を目的とする場合	つき	4,800円
コミュニティゾーン	会議室	営利を目的としない場合		200円
		営利を目的とする場合		600円
	[略]			
	調理実習室	営利を目的としない場合	1時間に	200円
		営利を目的とする場合	つき	600円
いきいきゾーン	和室	営利を目的としない場合		200円
		営利を目的とする場合		600円
	和室	営利を目的としない場合		200円
		営利を目的とする場合		600円

[略]			
備考 [略]			
6 横手市総合交流促進施設 金沢孔城館			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
交流大ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>4,200円</u>
多目的大ホール	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,100円</u>
洋室 (1)	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>850円</u>
洋室 (2)	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
洋室 (3)	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>550円</u>
洋室 (4)	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>

[略]			
備考 [略]			
6 横手市総合交流促進施設 金沢孔城館			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
交流大ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,100円</u>
多目的大ホール	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,100円</u>
洋室 (1)	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
洋室 (2)	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
洋室 (3)	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
洋室 (4)	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>

和室（１）	営利を目的としない場合	100円	和室（１）	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	<u>450円</u>		営利を目的とする場合	<u>300円</u>
和室（２）	営利を目的としない場合	100円	和室（２）	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	<u>350円</u>		営利を目的とする場合	<u>300円</u>
音楽室	営利を目的としない場合	<u>100円</u>	音楽室	営利を目的としない場合	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合	<u>650円</u>		営利を目的とする場合	<u>600円</u>
調理実習室	営利を目的としない場合	100円	調理実習室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	<u>500円</u>		営利を目的とする場合	<u>300円</u>
備考　〔略〕			備考　〔略〕		

（横手市増田地区多目的研修センター設置条例の一部改正）

第6条 横手市増田地区多目的研修センター設置条例（平成17年横手市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第6条、第15条関係） （消費税を含む。）	別表（第6条、第15条関係） （消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>550円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,650円</u>
農業指導研修室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
青年婦人研修室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
談話室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
教養室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
生活改善実習室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>
備考 [略]			

区分		単位	使用料の額
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
農業指導研修室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
青年婦人研修室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
談話室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
教養室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
生活改善実習室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>300円</u>
備考 [略]			

(横手市増田生活環境施設設置条例の一部改正)

第7条 横手市増田生活環境施設設置条例（平成28年横手市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>	会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>5,400円</u>		営利を目的とする場合		<u>5,800円</u>
備考　[略]				備考　[略]			

（横手市大森町中心部活性化施設設置条例の一部改正）

第8条　横手市大森町中心部活性化施設設置条例（平成17年横手市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
（消費税を含む。）			（消費税を含む。）		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額

ポケットパーク	1 時間につき	<u>2 0 0 円</u>
赤レンガ蔵		<u>4 5 0 円</u>
[略]		
備考 [略]		

ポケットパーク	1 時間につき	<u>3 0 0 円</u>
赤レンガ蔵		<u>4 0 0 円</u>
[略]		
備考 [略]		

(横手市山内ふれあい交流センター設置条例の一部改正)

第9条 横手市山内ふれあい交流センター設置条例（平成17年横手市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条、第13条関係） (消費税を含む。)				別表（第5条、第13条関係） (消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
多目的 ルーム	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>	多目的 ルーム	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,200円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
ふれあいルーム			<u>1,300円</u>	ふれあいルーム			<u>1,200円</u>
[略]				[略]			

備考 [略]	備考 [略]
--------	--------

(横手市保健センター設置条例の一部改正)

第10条 横手市保健センター設置条例（平成17年横手市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
1 横手市横手保健センター			1 横手市横手保健センター		
(消費税を含む。)			(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
集団検診室	1 時間につき	<u>7 0 0 円</u>	集団検診室	1 時間につき	<u>6 0 0 円</u>
保健指導室		<u>7 0 0 円</u>	保健指導室		<u>6 0 0 円</u>
多機能回復訓練室		<u>7 0 0 円</u>	多機能回復訓練室		<u>6 0 0 円</u>
研修室		<u>1, 1 0 0 円</u>	研修室		<u>1, 0 0 0 円</u>
調理実習室		<u>7 0 0 円</u>	調理実習室		<u>6 0 0 円</u>
備考 [略]			備考 [略]		

2 横手市雄物川保健センター		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
機能回復訓練室	1 時間につき	<u>4 5 0 円</u>
集団指導室		<u>3 5 0 円</u>
[略]		
備考 [略]		

2 横手市雄物川保健センター		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
機能回復訓練室	1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>
集団指導室		<u>4 0 0 円</u>
[略]		
備考 [略]		

(横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部改正)

第11条 横手市勤労者等福祉施設設置条例（平成17年横手市条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条、第13条関係）				別表（第5条、第13条関係）			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
特別会議室	営利を目的としない場	1時間につ	<u>150円</u>	特別会議室	営利を目的としない場	1時間につ	<u>200円</u>

	合	き			合	き	
	営利を目的とする場合		<u>500円</u>		営利を目的とする場合		<u>600円</u>
研修室	営利を目的としない場 合		<u>200円</u>	研修室	営利を目的としない場 合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>		営利を目的とする場合		<u>900円</u>
音楽室	営利を目的としない場 合		<u>200円</u>	音楽室	営利を目的としない場 合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>		営利を目的とする場合		<u>900円</u>
多目的ホール	営利を目的としない場 合		<u>750円</u>	多目的ホール	営利を目的としない場 合		<u>800円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,300円</u>		営利を目的とする場合		<u>2,400円</u>
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			

(横手市総合技能センター設置条例の一部改正)

第12条 横手市総合技能センター設置条例（平成17年横手市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
（消費税を含む。）			（消費税を含む。）		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
実習室	1時間につき	<u>950円</u>	実習室	1時間につき	<u>900円</u>
教室兼製図室		<u>800円</u>	教室兼製図室		<u>700円</u>
機械実習室		<u>150円</u>	機械実習室		<u>100円</u>
備考　[略]			備考　[略]		

（横手市顧客利便施設設置条例の一部改正）

第13条　横手市顧客利便施設設置条例（平成17年横手市条例第187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置）	（設置）
第1条　本市に、横手市顧客利便施設（以下「施設」という。）を設置する。	第1条 <u>商店街の来客者又は市民等による自主的活動の利便を図るとともに、街の情報や観光情報を提供し、もって地</u>

(目的)

第3条 施設の設置目的は、次のとおりとする。

(1) 商店街の来客者の利便を図ること。

(2) 街の活性化に資するため、活動場所としての利便
を図ること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民等による自主的
活動の利便を図ること。

(職員)

第4条 施設に必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第5条 施設は、個人、団体を問わず休憩、交流、催事及び
街の情報や観光情報を活用するために自由に利用すること
ができる。ただし、一定時間継続し、かつ、占用して利用
する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならな
い。

域の発展及び商店街の活性化に資するため、横手市顧客利
便施設（以下「施設」という。）を設置する。

(開館時間及び休館日)

第3条 施設の開館時間及び休館日は、別に定める。

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとするものは、市長の許可を受け
なければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することが
できる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると市長が認めたとき。

(利用料金)

第7条 市長は、施設の利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)から別表に定める利用料金を徴収する。

2 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することが
できる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、施設を使用するもの(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別な理由があると認めたときは、利用料
金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 市長は、既に徴収した利用料金を利用者に還付する
ことができない。ただし、利用者の責めに帰することがで
きない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全
部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、
又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならな
い。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
と認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、
又は利用を停止することができる。この場合において、利
用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わ
ない。

(1) 法令、この条例及びこの条例に基づく規則に違反
したとき。

第7条 市長は、特別な理由があると認めた場合は、使用料
を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付するこ
とができない。ただし、使用者の責めに帰することができ
ない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部
又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると
認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又
は使用を停止することができる。この場合において、使用
者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わな
い。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反
した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件に違反したとき。

(4) 災害その他の事由により施設を利用させることができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第12条 施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第8条の規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。この場合において、第5条から第7条まで、第9条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(1) [略]

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、施設の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) [略]

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(管理の基準)

第14条 [略]

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 [略]

(利用の許可)

第13条 施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、施設を利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

（1） 別表に定める範囲以内であること。

（2） 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

（3） 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(原状回復義務)

第16条 利用者は、施設の利用が終わったとき、若しくは第11条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第17条 利用者は、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、施設の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、施設の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、施設又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第7条関係）

（消費税を含む。）

区分	単位	利用料金の額
〔略〕		
和室	1時間につき	100円
体験室		100円
催事場		150円

備考

- 1 使用者が市外に住所を有する場合における利用料金の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 〔略〕

別表（第6条、第15条関係）

（消費税を含む。）

区分	単位	使用料の額
〔略〕		
和室1	1時間につき	200円
和室2		200円
体験室		200円

備考

- 1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 〔略〕

（横手市ふれあいセンター設置条例の一部改正）

第14条 横手市ふれあいセンター設置条例（平成17年横手市条例第192号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後				
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）				
（１） かまくら館 ホール			（１） かまくら館 ホール				
（消費税を含む。）			（消費税を含む。）				
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額		
営利を目的としない場合	1時間につき	<u>3, 3 0 0 円</u>	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>4, 9 0 0 円</u>		
営利を目的とする場合		<u>1 3, 2 0 0 円</u>	営利を目的とする場合		<u>1 4, 7 0 0 円</u>		
備考 [略]			備考 [略]				
（２） かまくら館 研修室等			（２） かまくら館 研修室等				
（消費税を含む。）			（消費税を含む。）				
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>350円</u>	研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2, 350円</u>		営利を目的とする場合		<u>2, 600円</u>
ミーティン	営利を目的としない場合		<u>350円</u>	ミーティン	営利を目的としない場合		<u>500円</u>
グルーム	営利を目的とする場合		<u>1, 600円</u>	グルーム	営利を目的とする場合		<u>1, 800円</u>
[略]			[略]				

備考 [略]			備考 [略]		
(3) 市民広場			(3) 市民広場		
(消費税を含む。)			(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
ステージ	1時間につき	<u>1 5 0 円</u>	ステージ	1時間につき	<u>2 0 0 円</u>
備考 [略]			備考 [略]		

(横手市横手駅東西交流施設設置条例の一部改正)

第15条 横手市横手駅東西交流施設設置条例（平成23年横手市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後	
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）	
(消費税を含む。)	(消費税を含む。)	
区分	単位	使用料の額
市民ギャラリー	1時間につき	<u>3 0 0 円</u>
[略]		
区分	単位	使用料の額
市民ギャラリー	1時間につき	<u>2 0 0 円</u>
[略]		

備考 [略]	備考 [略]
--------	--------

(横手市就業改善センター設置条例の一部改正)

第16条 横手市就業改善センター設置条例（平成17年横手市条例第204号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2 （第 6 条関係）			別表第 2 （第 6 条関係）		
1 [略]			1 [略]		
2 横手市平鹿就業改善センター			2 横手市平鹿就業改善センター		
(消費税を含む。)			(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
大集会室	1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>	大集会室	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>
その他の研修室		<u>4 0 0 円</u>	その他の研修室		<u>3 0 0 円</u>
備考 [略]			備考 [略]		
3 横手市雄物川就業改善センター			3 横手市雄物川就業改善センター		
(消費税を含む。)			(消費税を含む。)		

区分	単位	使用料の額
<u>他産業就業研修室</u>	1 時間につき	<u>1 0 0 円</u>
農業経営研修室		<u>2 0 0 円</u>
生活改善実習室		<u>1 5 0 円</u>
備考 [略]		

区分	単位	使用料の額
	1 時間につき	
農業経営研修室		<u>1 0 0 円</u>
生活改善実習室		<u>1 0 0 円</u>
備考 [略]		

(横手市農村環境改善センター設置条例の一部改正)

第 1 7 条 横手市農村環境改善センター設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 6 条、第 1 5 条関係）				別表（第 6 条、第 1 5 条関係）			
1 平鹿農村環境改善センター				1 平鹿農村環境改善センター			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
郷土民芸創作室	営利を目的としない場合	1 時間に	200 円	郷土民芸創作室	営利を目的としない場合	1 時間に	200 円
	営利を目的とする場合	つき	<u>600 円</u>		営利を目的とする場合	つき	<u>700 円</u>

〔略〕			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>450円</u>
(1)	営利を目的とする場合	つき	2,500円
多目的ホール	営利を目的としない場合		<u>450円</u>
(2)	営利を目的とする場合		<u>1,700円</u>

備考 〔略〕

2 大森農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
〔略〕			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合	つき	<u>1,300円</u>

備考 〔略〕

3 十文字農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
農事相談室	営利を目的としない場合	1時間に	<u>250円</u>

〔略〕			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>600円</u>
(1)	営利を目的とする場合	つき	2,500円
多目的ホール	営利を目的としない場合		<u>600円</u>
(2)	営利を目的とする場合		<u>1,800円</u>

備考 〔略〕

2 大森農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
〔略〕			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合	つき	<u>1,400円</u>

備考 〔略〕

3 十文字農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
農事相談室	営利を目的としない場合	1時間に	<u>200円</u>

	営利を目的とする場合	つき	<u>750円</u>		営利を目的とする場合	つき	<u>600円</u>
[略]				[略]			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>300円</u>	多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間に	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合	つき	<u>3,000円</u>		営利を目的とする場合	つき	<u>3,300円</u>
交流室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>	交流室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>450円</u>		営利を目的とする場合		<u>300円</u>
陶芸活動室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>	陶芸活動室	営利を目的としない場合		<u>100円</u>
	営利を目的とする場合		<u>500円</u>		営利を目的とする場合		<u>300円</u>
備考 [略]				備考 [略]			

(横手市農村体験学習施設設置条例の一部改正)

第18条 横手市農村体験学習施設設置条例（平成17年横手市条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第6条、第15条関係）	別表（第6条、第15条関係）
1 農村体験学習施設 アイリスハウス	1 農村体験学習施設 アイリスハウス

(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分	単位	市内	市外	区分	単位	市内	市外
[略]				[略]			
ホール	1時間につき	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	ホール	1時間につき	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>
備考 [略]				備考 [略]			
2 [略]				2 [略]			

(横手市農業者トレーニングセンター設置条例の一部改正)

第19条 横手市農業者トレーニングセンター設置条例（平成17年横手市条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係） 1 平鹿農業者トレーニングセンター （消費税を含む。）			別表（第6条関係） 1 平鹿農業者トレーニングセンター （消費税を含む。）		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
営利を目的としない	1時間につき	100円	営利を目的としない	1時間につき	100円

場合		
営利を目的とする場合		<u>1, 250円</u>
備考 [略] 2 大雄農業者トレーニングセンター (1) 体育室 (消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
営利を目的としない場合	1時間につき	<u>100円</u>
営利を目的とする場合		<u>1, 650円</u>
備考 [略] (2) 附属施設 (消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
ヤングサロン室	1時間につき	<u>200円</u>
[略]		
備考 [略]		

場合		
営利を目的とする場合		<u>300円</u>
備考 [略] 2 大雄農業者トレーニングセンター (1) 体育室 (消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
営利を目的とする場合		<u>1, 400円</u>
備考 [略] (2) 附属施設 (消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
ヤングサロン室	1時間につき	<u>100円</u>
[略]		
備考 [略]		

(横手市自然体験型交流施設設置条例の一部改正)

第20条 横手市自然体験型交流施設設置条例（平成18年横手市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(施設)</u> <u>第3条 体験施設を構成する施設は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 天下森ふれあい農園</u> <u>ア 花木園</u> <u>イ 釣り場</u> <u>ウ 管理棟</u> <u>エ 東屋</u> <u>オ 屋外炉及び屋内炉</u> <u>カ 野外炊事棟</u> <u>キ キャンプ施設（テントサイト）</u> <u>ク アからキまでに掲げるもののほか附帯施設</u> <u>(2) 上畑ふるさと公園</u>	<u>(開館時間及び休館日)</u> <u>第3条 体験施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。</u>

ア 炭焼き窯及び附帯建造物

イ 雪室

ウ 焚火広場

エ アからウまでに掲げるもののほか附帯施設

(利用の許可)

第4条 体験施設を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体験施設の利用を許可しない。

(1) ～ (3) [略]

(利用料金)

第6条 市長は、体験施設を利用するものから別表に定める利用料金を徴収する。

(利用料金の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、利用料

(使用の許可)

第4条 体験施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体験施設の使用を許可しない。

(1) ～ (3) [略]

(使用料)

第6条 市長は、体験施設を使用するもの(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料

金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により体験施設を利用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) [略]

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件に違反したとき。

(4) 災害その他の事由により、体験施設の使用ができなくなったとき。

を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) [略]

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、体験施設の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第10条 体験施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。この場合において、第4条、第5条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」に読み替えるものとする。

(1)～(3) [略]

(指定管理者による管理の基準)

第12条 [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 体験施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3) [略]

(指定管理者による管理の基準)

第12条 [略]

(利用の許可)

第13条 体験施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(指定管理者による利用料金の承認)

第13条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

2 前項の許可には、体験施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体験施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 体験施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、体験施設の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、体験施設を利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

4 指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金を体験施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を体験施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第 1 4 条 [略]

第 1 6 条 [略]

(利用料金の不還付)

第 1 7 条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に
還付することができない。ただし、利用者の責めに帰する
ことができない場合その他特に必要があると認めた場合
は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第 1 8 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該
当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変
更し、又は利用を停止することができる。この場合におい
て、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管
理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反
した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた
場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、体験施設の利用ができ
なくなった場合

(原状回復義務)

第 1 5 条 利用者は、体験施設の利用が終わったとき、若しくは第 9 条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 1 6 条 利用者は、体験施設又は備品等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 1 7 条 [略]

別表 (第 6 条、第 1 3 条関係)

1 天下森ふれあい農園

(1) 施設利用料金

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第 1 9 条 使用者は、体験施設の利用が終わった場合若しくは第 9 条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 2 0 条 使用者は、体験施設又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 2 1 条 [略]

別表 (第 6 条、第 1 5 条関係)

1 天下森ふれあい農園

[表略]				[表略]			
(2) 買上料							
(消費税を含む。)							
区分	単位	金額	備考				
イワナ	100グラ	190円					
	ム						
ニジマス	100グ	150円					
	ラム						
2 上畑ふるさと公園				2 上畑ふるさと公園			
(1) 施設利用料金							
[表略]				[表略]			

(横手市阿気農村運動広場設置条例の一部改正)

第21条 横手市阿気農村運動広場設置条例（平成17年横手市条例第218号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
別表（第 5 条関係） （消費税を含む。）	別表（第 5 条関係） （消費税を含む。）								
<table> <tr> <th>単位</th><th>使用料の額</th></tr> <tr> <td>1 時間につき</td><td><u>5 5 0 円</u></td></tr> </table>	単位	使用料の額	1 時間につき	<u>5 5 0 円</u>	<table> <tr> <th>単位</th><th>使用料の額</th></tr> <tr> <td>1 時間につき</td><td><u>5 0 0 円</u></td></tr> </table>	単位	使用料の額	1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>
単位	使用料の額								
1 時間につき	<u>5 5 0 円</u>								
単位	使用料の額								
1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>								
備考　〔略〕	備考　〔略〕								

（横手市大雄農業団地センター設置条例の一部改正）

第 2 2 条　横手市大雄農業団地センター設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 2 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 6 条関係） （消費税を含む。）			別表（第 6 条関係） （消費税を含む。）		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
[略]			[略]		
大会議室	1 時間につき	<u>4 5 0 円</u>	大会議室	1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>

備考 [略]	備考 [略]
--------	--------

(横手市都市公園条例の一部改正)

第 2 3 条 横手市都市公園条例（平成 1 7 年横手市条例第 2 6 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 3 （第 1 6 条、第 3 4 条関係）				別表第 3 （第 1 6 条、第 3 4 条関係）			
1 ・ 2 [略]				1 ・ 2 [略]			
3 法第 5 条第 1 項に定める有料公園施設を使用する場合				3 法第 5 条第 1 項に定める有料公園施設を使用する場合			
(1) 横手公園				(1) 横手公園			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
運動広場	広場	1時間 につき	<u>100円</u>	運動広場	広場	1時間 につき	<u>200円</u>
[略]				[略]			
備考				備考			

1 [略]

2 児童・生徒は小・中・高校生を、シニアは60歳以上をいう。

3 [略]

(2) 大鳥公園

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
運動広場	球場 1面		1時間	100円
			につき	
テニスコート	コート 1面	児童・生徒	1時間	100円
		一般	につき	300円

備考

1 児童・生徒は、小・中・高校生をいう。

2・3 [略]

(3) 記念公園

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
----	----	-------

1 [略]

2 [略]

(2) 大鳥公園

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
運動広場	球場 1面		1時間	200円
			につき	
テニスコート	コート 1面	児童・生徒	1時間	100円
		一般	につき	200円

備考

1 児童・生徒は、小学生、中学生又は高校生をいう。

2・3 [略]

(3) 記念公園

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
----	----	-------

運動広場		1 時間につき		<u>1 0 0 円</u>	
備考 [略]					
(4) 赤坂総合公園					
(消費税を含む。)					
区 分				単 位	使用料の額
野球場	球場	入場料を	アマチュアスポー	1時間	<u>1,500円</u>
		徴収しな	ツ	につき	
		い場合			
	[略]				
	[略]				
	室内練習場			1時間	<u>550円</u>
	<u>会議室 ミーティングルーム</u>			につき	<u>200円</u>
[略]					
運動広場	広場			1時間	<u>100円</u>
				につき	
グラウン	[略]				

運動広場		1 時間につき		<u>2 0 0 円</u>	
備考 [略]					
(4) 赤坂総合公園					
(消費税を含む。)					
区 分				単 位	使用料の額
野 球 場	球 場	入場料を	アマチュアスポー	1時間	<u>2,200円</u>
		徴収しな	ツ	につき	
		い場合			
	[略]				
	[略]				
	室内練習場			1時間	<u>500円</u>
	<u>会議室</u>			につき	<u>100円</u>
	<u>ミーティングルーム</u>				<u>100円</u>
[略]					
運動広場	広 場			1時間	<u>200円</u>
				につき	
グラウン	[略]				

ド・ゴルフ場	会議室	1時間 につき	<u>350円</u>
--------	-----	------------	-------------

備考

1・2 [略]

3 児童・生徒は、小・中・高校生をいう。

4 [略]

(5) 十五野公園

(消費税を含む。)

区分					単位	使用料の額
野球場	球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	1時間 につき	<u>800円</u>
				一般		<u>1,000円</u>
			その他の催物	平日		<u>1,800円</u>
				土曜日 曜日 休日		<u>2,200円</u>

ド・ゴルフ場	会議室	1時間 につき	<u>300円</u>
--------	-----	------------	-------------

備考

1・2 [略]

3 児童・生徒は、小学生、中学生又は高校生をいう。

4 [略]

(5) 十五野公園

(消費税を含む。)

区分					単位	使用料の額
野球場	球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ		1時間 につき	<u>1,100円</u>
			その他の催物	平日		<u>1,700円</u>
				土曜日 曜日 休日		<u>2,000円</u>

入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	5,600円
		徒	
		一般	5,600円
	[略]		
[略]			

備考

1～3 [略]

4 児童・生徒は、小・中・高校生をいう。

(6) [略]

(7) 大森公園

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
体育館	全面使用	営利を目的としない場合	1時間につき	300円
		営利を目的		7,450円

入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	5,100円
	[略]	
[略]		

備考

1～3 [略]

(6) [略]

(7) 大森公園

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
体育館	全面使用	営利を目的としない場合	1時間につき	400円
		営利を目的		6,700円

		とする場合	
	半面使用	営利を目的 としない場 合	<u>150円</u>
[略]			
野球場	グラウンド	1時間につき	<u>500円</u>
	更衣室		<u>150円</u>
	ミーティングルー ム		
	[略]		
テニス コート	テニスコート	1面1時間につ き	<u>300円</u>
多目的 広場	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>250円</u>
	営利を目的とする場合		<u>750円</u>
[略]			

備考

1 ～ 3 [略]

		とする場合	
	半面使用	営利を目的 としない場 合	<u>200円</u>
[略]			
野球場	グラウンド	1時間につき	<u>700円</u>
	<u>更衣室</u>		<u>100円</u>
	<u>ミーティングルーム</u>		<u>100円</u>
	[略]		
テニス コート	テニスコート	1面1時間につ き	<u>200円</u>
多目的 広場	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
[略]			

備考

1 ～ 3 [略]

4 児童・生徒は、 <u>小学生から高校生まで</u> をいう。	4 児童・生徒は、 <u>小学生、中学生又は高校生</u> をいう。
----------------------------------	------------------------------------

(横手市防災センター設置条例の一部改正)

第24条 横手市防災センター設置条例（平成17年横手市条例第274号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表（第5条関係） 1 横手市横手防災センター (消費税を含む。)	別表（第5条関係） 1 横手市横手防災センター (消費税を含む。)																		
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td>和室</td><td>1 時間につき</td><td><u>2 5 0 円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	区分	単位	使用料の額	和室	1 時間につき	<u>2 5 0 円</u>	[略]			<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td>和室</td><td>1 時間につき</td><td><u>2 0 0 円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	区分	単位	使用料の額	和室	1 時間につき	<u>2 0 0 円</u>	[略]		
区分	単位	使用料の額																	
和室	1 時間につき	<u>2 5 0 円</u>																	
[略]																			
区分	単位	使用料の額																	
和室	1 時間につき	<u>2 0 0 円</u>																	
[略]																			
備考 [略] 2 横手市平鹿防災センター (消費税を含む。)	備考 [略] 2 横手市平鹿防災センター (消費税を含む。)																		
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr></table>	区分	単位	使用料の額	<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr></table>	区分	単位	使用料の額												
区分	単位	使用料の額																	
区分	単位	使用料の額																	

災害対策室	1 時間につき	<u>3 5 0 円</u>
備考 [略]		
3 横手市十文字防災センター		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
炊き出し室	1 時間につき	<u>1 5 0 円</u>
水防団待機室		<u>2 0 0 円</u>
非常時指令本部室		<u>2 0 0 円</u>
[略]		
備考 [略]		

災害対策室	1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>
備考 [略]		
3 横手市十文字防災センター		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
炊き出し室	1 時間につき	<u>1 0 0 円</u>
水防団待機室		<u>1 0 0 円</u>
非常時指令本部室		<u>1 0 0 円</u>
[略]		
備考 [略]		

(横手市コミュニティ消防センター設置条例の一部改正)

第 2 5 条 横手市コミュニティ消防センター設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第 5 条関係）	別表（第 5 条関係）

1 寿町コミュニティ消防センター (消費税を含む。)			1 寿町コミュニティ消防センター (消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
会議室	1 時間につき	<u>1 5 0 円</u>	会議室	1 時間につき	<u>1 0 0 円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
2 平城コミュニティ消防センター			2 平城コミュニティ消防センター		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
集会室（厨房を含む。）	1 時間につき	<u>2 5 0 円</u>	集会室（厨房を含む。）	1 時間につき	<u>2 0 0 円</u>
備考 [略]			備考 [略]		

(横手市コミュニティセンター設置条例の一部改正)

第26条 横手市コミュニティセンター設置条例（平成17年横手市条例第297号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第5条関係）

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>1,500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>4,500円</u>
会議室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
〔略〕			
視聴覚室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>
和室研修室	営利を目的としない場合		<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,200円</u>
〔略〕			
サークルルーム	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>600円</u>

備考 〔略〕

別表（第5条関係）

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>1,400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>4,200円</u>
会議室	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>
[略]			
視聴覚室	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>
和室研修室	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>
[略]			
サークル ルーム	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>900円</u>

備考 〔略〕

（横手市大森総合学習センター設置条例の一部改正）

第 2 7 条 横手市大森総合学習センター設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 2 9 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 6 条関係）			別表（第 6 条関係）		
(消費税を含む。)			(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
視聴覚室	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>	視聴覚室	1 時間につき	<u>6 0 0 円</u>
A V 室		<u>1 5 0 円</u>	A V 室		<u>2 0 0 円</u>
備考 〔略〕			備考 〔略〕		

（横手市大雄交流研修館設置条例の一部改正）

第 2 8 条 横手市大雄交流研修館設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 2 0 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第6条、第15条関係）

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
営利を目的としない場合	交流室	1時間につき	550円
	研修室		100円
	農産加工実習室		100円
営利を目的とする場合	交流室		1,650円
	研修室		300円
	農産加工実習室		300円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

別表（第6条、第15条関係）

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
交流室	営利を目的としない場合	1時間につき	800円
	営利を目的とする場合		3,400円
研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
農産加工	営利を目的としない場合		200円
実習室	営利を目的とする場合		600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

（横手市民会館設置条例の一部改正）

第29条 横手市民会館設置条例(平成17年横手市条例第302号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
1 施設				1 施設			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
大ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>5,600円</u>	大ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>7,800円</u>
	営利を目的とする場合		<u>17,600円</u>		営利を目的とする場合		<u>23,400円</u>
楽屋			<u>350円</u>	楽屋A			<u>400円</u>
				楽屋B			<u>300円</u>
				楽屋個室			<u>300円</u>
[略]				[略]			
リハーサル 室A	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>300円</u>	リハーサル 室A	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,950円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,300円</u>
リハーサル 室B	営利を目的としない場合		<u>300円</u>	リハーサル 室B	営利を目的としない場合		<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>2,000円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,400円</u>
[略]				[略]			

和室	1時間につき	<u>250円</u>
備考 [略]		
2 [略]		

和室	1時間につき	<u>200円</u>
備考 [略]		
2 [略]		

(横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例の一部改正)

第 3 0 条 横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 3 0 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 6 条、第 1 5 条関係）				別表（第 6 条、第 1 5 条関係）			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
旧寺田家	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>550円</u>	旧寺田家	営利を目的としない場合	1時間につき	<u>500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,100円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
旧佐藤家	営利を目的としない		<u>550円</u>	旧佐藤家	営利を目的としない		<u>500円</u>

	場合				場合		
	営利を目的とする場合		<u>1,100円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
旧黒石家	営利を目的としない場合		<u>550円</u>	旧黒石家	営利を目的としない場合		<u>500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,100円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
旧近野家	営利を目的としない場合		<u>550円</u>	旧近野家	営利を目的としない場合		<u>500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,100円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
広場	営利を目的としない場合		<u>550円</u>	広場	営利を目的としない場合		<u>500円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,100円</u>		営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
備考 [略]				備考 [略]			

(横手市社会体育施設設置条例の一部改正)

第31条 横手市社会体育施設設置条例（平成17年横手市条例第309号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2 （第 7 条、第 1 4 条関係）				別表第 2 （第 7 条、第 1 4 条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 増田体育館				2 増田体育館			
(1) 体育館				(1) 体育館			
(消費税を含む。)				(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
アリーナ全面使 用	営利を目的としない場合	1時間につ き	<u>650円</u>	アリーナ全面使 用	営利を目的としない場合	1時間につ き	<u>900円</u>
	営利を目的とする場合		<u>7,350円</u>		営利を目的とする場合		<u>7,700円</u>
アリーナ半面使 用	営利を目的としない場合		<u>350円</u>	アリーナ半面使 用	営利を目的としない場合		<u>500円</u>
[略]				[略]			
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につ	<u>300円</u>	多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につ	<u>400円</u>

	営利を目的とする場合	き	<u>1,700円</u>
イベント広場	営利を目的としない場合		<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>4,000円</u>
[略]			
備考 [略]			
(2) [略]			
3 平鹿体育館			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
営利を目的としない場合		1 時間につき	<u>1 0 0 円</u>
営利を目的とする場合			<u>7 0 0 円</u>
備考 [略]			
4 雄物川体育館			
(消費税を含む。)			
区分		単位	使用料の額
アリーナ	営利を目的としない場合	1時間につ き	<u>300円</u>
	営利を目的とする場合		<u>6,450円</u>

	営利を目的とする場合	き	<u>1,800円</u>
イベント広場	営利を目的としない場合		<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>4,200円</u>
[略]			

備考 [略]

(2) [略]

3 平鹿体育館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
営利を目的としない場合		1 時間につき	<u>2 0 0 円</u>
営利を目的とする場合			<u>8 0 0 円</u>

備考 [略]

4 雄物川体育館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
アリーナ	営利を目的としない場合	1時間につ き	<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>7,200円</u>

トレーニング ルーム	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,300円</u>
[略]			
2階会議室	営利を目的としない場合	1時間につ	<u>150円</u>
(1)	営利を目的とする場合	き	<u>450円</u>
2階会議室	営利を目的としない場合		<u>150円</u>
(2)	営利を目的とする場合		<u>450円</u>

備考 [略]

5 山内体育館

(1) 営利を目的としない場合

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
アリーナ全面使用	1 時間につき	<u>3 0 0 円</u>
アリーナ半面使用		<u>1 5 0 円</u>
[略]		

備考 [略]

(2) 営利を目的とする場合

トレーニング ルーム	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,500円</u>
[略]			
2階会議室	営利を目的としない場合	1時間につ	<u>200円</u>
(1)	営利を目的とする場合	き	<u>600円</u>
2階会議室	営利を目的としない場合		<u>200円</u>
(2)	営利を目的とする場合		<u>600円</u>

備考 [略]

5 山内体育館

(1) 営利を目的としない場合

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
アリーナ全面使用	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>
アリーナ半面使用		<u>2 0 0 円</u>
[略]		

備考 [略]

(2) 営利を目的とする場合

(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
アリーナ又は全館	1 時間につき	3, 1 0 0 円
[略]		
備考 [略]		
(3) [略]		
6 白山体育館		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき 200円
	営利を目的とする場合	700円
[略]		
備考 [略]		
7 横手武道館		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
柔道	専用	入場料を徴しない場合 1時間につき 300円

(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
アリーナ又は全館	1 時間につき	3, 0 0 0 円
[略]		
備考 [略]		
(3) [略]		
6 白山体育館		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき 200円
	営利を目的とする場合	600円
[略]		
備考 [略]		
7 横手武道館		
(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額
柔道	専用	入場料を徴しない場合 1時間につき 400円

場		入場料を徴する場合		<u>3,100円</u>
	[略]			
剣道場	専用	入場料を徴しない場合	1時間につき	<u>300円</u>
		入場料を徴する場合		<u>3,100円</u>
	[略]			
弓道場	専用	入場料を徴しない場合	1時間につき	<u>300円</u>
		入場料を徴する場合		<u>1,800円</u>
	[略]			

備考 [略]

8 十文字陸上競技場

(1) [略]

(2) 団体

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
一般	1時間につき	<u>500円</u>
高校生		<u>250円</u>
中学生		<u>150円</u>

場		入場料を徴する場合		<u>2,600円</u>
	[略]			
剣道場	専用	入場料を徴しない場合	1時間につき	<u>400円</u>
		入場料を徴する場合		<u>2,600円</u>
	[略]			
弓道場	専用	入場料を徴しない場合	1時間につき	<u>400円</u>
		入場料を徴する場合		<u>1,500円</u>
	[略]			

備考 [略]

8 十文字陸上競技場

(1) [略]

(2) 団体

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
一般	1時間につき	<u>700円</u>
高校生		<u>300円</u>
中学生		<u>200円</u>

公共団体		1日につき	550円
営利を目的とする 催物	トラックフィールド		[略]
	[略]		

備考 [略]

(3) [略]

9 [略]

10 増田野球場

(消費税を含む。)

単位	使用料の額
1時間につき	100円

備考 [略]

11 沼館野球場

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
野球場	1時間につき	100円
[略]		

営利を目的とする 催物	トラックフィールド	<u>1日につき</u>	[略]
	ド		
	[略]		

備考 [略]

(3) [略]

9 [略]

10 増田野球場

(消費税を含む。)

単位	使用料の額
1時間につき	200円

備考 [略]

11 沼館野球場

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
野球場	1時間につき	200円
[略]		

備考 [略]

1 2 ・ 1 3 [略]

1 4 十文字テニスコート

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
一般	1 面 1 時間につき	2 0 0 円
高校生以下	1 面 1 時間につき	1 0 0 円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。

2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、これを 1 時間とする。

1 5 山内テニスコート

(消費税を含む。)

単位	使用料の額
1 面 1 時間につき	3 0 0 円

備考 [略]

備考 [略]

1 2 ・ 1 3 [略]

1 4 十文字テニスコート

(消費税を含む。)

単位	使用料の額
1 面 1 時間につき	1 0 0 円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。

2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、これを 1 時間とする。

1 5 山内テニスコート

(消費税を含む。)

単位	使用料の額
1 面 1 時間につき	2 0 0 円

備考 [略]

1 6 [略]

1 7 大雄運動公園

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
入場料を徴収しない場合	アマチュ	学生 生徒 児童	1時間につき	<u>650円</u>
	アスポート	一般		<u>950円</u>
	その他の催物			<u>2,600円</u>
入場料を徴収する場合	アマチュ	<u>学生</u> <u>生徒</u> <u>児童</u>		<u>9,450円</u>
	アスポート	<u>一般</u>	<u>9,450円</u>	
	[略]			
[略]				

備考 [略]

1 8 中島グラウンド

(消費税を含む。)

単位	使用料の額
----	-------

1 6 [略]

1 7 大雄運動公園

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
入場料を徴収しない場合	アマチュ	学生 生徒 児童	1時間につき	<u>900円</u>
	アスポート	一般		<u>1,400円</u>
	その他の催物			<u>3,200円</u>
	入場料を徴収する場合			<u>9,600円</u>
[略]				

備考 [略]

1 8 中島グラウンド

(消費税を含む。)

単位	使用料の額
----	-------

1 時間につき	<u>1 5 0 円</u>	1 時間につき	<u>1 0 0 円</u>
備考 [略]		備考 [略]	

(横手市十文字B & G海洋センター設置条例の一部改正)

第 3 2 条 横手市十文字B & G海洋センター設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 3 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 6 条関係）			別表（第 6 条関係）		
1 体育館			1 体育館		
(消費税を含む。)			(消費税を含む。)		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
体育館	1 時間につき	<u>1 0 0 円</u>	体育館	1 時間につき	<u>2 0 0 円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
2 [略]			2 [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の使用料は、令和 7 年 4 月 1 日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 8 5 号

横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険条例（平成１７年横手市条例第１７０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第１０条 世帯主が法第９条第１項若しくは <u>第９項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽</u> の届出をした場合 <u>又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者を１０万円以下の過料に処する。	(罰則) 第１０条 世帯主が法第９条第１項若しくは <u>第５項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽</u> の届出をした場合においては、その者を１０万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 8 6 号

横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

消防団員の定員を改め、及び消防団員の処遇改善を図るため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成１７年横手市条例第２８４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第２条 消防団員の定員は、 <u>２，４００人</u> とする。	(定員) 第２条 消防団員の定員は、 <u>２，２００人</u> とする。
(任用及び任期) 第４条 [略]	(任用及び任期) 第４条 [略] <u>(休団)</u> <u>第４条の２ 消防団員は、長期間消防団員の職務に従事できない場合は、３年を超えない範囲内で消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</u> <u>２ 消防団員が休団しようとするときは、あらかじめ消防団長は市長に、消防団長以外の消防団員は消防団長に届け出て承</u>

認を受けなければならない。

3 休団中の消防団員が復帰しようとする場合の手続は、前項の規定を準用する。

4 休団中の消防団員が復帰したときの当該消防団員の階級は、休団した日にその者が有していた階級とする。

5 休団期間は、第 10 条第 3 項第 1 号に規定する勤務しない期間がある場合に該当するものとし、及び第 14 条に規定する退職報償金に係る勤務年数に算入しないものとする。

別表第 1（第 10 条関係）

区分	報酬の額	備考
[略]		
分団長	年額 <u>40,500円</u>	[略]
副分団長	年額 <u>35,700円</u>	
部長	年額 <u>27,600円</u>	
班長	年額 <u>19,800円</u>	
団員	年額 <u>16,500円</u>	

別表第 1（第 10 条関係）

区分	報酬の額	備考
[略]		
分団長	年額 <u>50,500円</u>	[略]
副分団長	年額 <u>45,500円</u>	
部長	年額 <u>37,000円</u>	
班長	年額 <u>37,000円</u>	
団員	年額 <u>36,500円</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第10条の規定は、令和7年4月1日以後に支給する報酬について適用し、同日前に支給する報酬については、なお従前の例による。

議案第 8 7 号

横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

現在使用されていない設備の削除及び使用料の見直し等に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例

横手市天下森スキー場設置条例（平成１７年横手市条例第３１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
（スキー場の施設及び設備） 第３条 スキー場の施設及び設備は、次のとおりとする。 （１） [略] <u>（２） Tバーリフト</u> <u>（３） [略]</u> <u>（４） [略]</u> <u>（５） [略]</u> <u>（６） [略]</u> 別表（第７条、第１５条関係） （消費税を含む。）			（スキー場の施設及び設備） 第３条 スキー場の施設及び設備は、次のとおりとする。 （１） [略] <u>（２） [略]</u> <u>（３） [略]</u> <u>（４） [略]</u> <u>（５） [略]</u> 別表（第７条、第１５条関係） （消費税を含む。）		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額

スキーリフト共通券	<u>平日1日券</u>		<u>小学生</u>	<u>1,040円</u>
			<u>一般</u>	<u>1,570円</u>
			<u>シルバー</u>	<u>1,360円</u>
	<u>土日祝祭日券</u>	<u>2時間券</u>	<u>小学生</u>	<u>620円</u>
			<u>一般</u>	<u>1,040円</u>
		<u>3時間券</u>	<u>小学生</u>	<u>830円</u>
			<u>一般</u>	<u>1,360円</u>
		<u>4時間券</u>	<u>小学生</u>	<u>1,040円</u>
			<u>一般</u>	<u>1,570円</u>
		<u>1日券</u>	<u>小学生</u>	<u>1,780円</u>
			<u>一般</u>	<u>2,670円</u>
			<u>シルバー</u>	<u>1,360円</u>
		<u>授業券</u>	<u>小学生</u>	<u>1,040円</u>
			<u>一般</u>	<u>1,570円</u>
		ペアリフト券	<u>1回券</u>	<u>小学生</u>
<u>一般</u>	<u>180円</u>			
<u>Tバーリフト券</u>	<u>1回券</u>	<u>小学生</u>	<u>80円</u>	

スキーリフト共通券	<u>2時間券</u>	<u>小学生</u>	<u>700円</u>
		一般	<u>1,200円</u>
	<u>3時間券</u>	<u>小学生</u>	<u>900円</u>
		一般	<u>1,500円</u>
	<u>4時間券</u>	<u>小学生</u>	<u>1,100円</u>
		一般	<u>1,700円</u>
	<u>1日券</u>	<u>小学生</u>	<u>1,800円</u>
		一般	<u>2,700円</u>
		<u>シルバー</u>	<u>1,400円</u>
	授業券	小学生	<u>1,100円</u>
		一般	<u>1,700円</u>
ペアリフト券	1回券	小学生	<u>130円</u>
		一般	<u>200円</u>

		一般	<u>120円</u>
ロープトウ券	1回券	小学生	<u>30円</u>
		一般	<u>40円</u>
	12回券	小学生	<u>310円</u>
		一般	<u>410円</u>
ナイター券		小学生	<u>1,040円</u>
		一般	<u>1,570円</u>
		レディース	<u>1,250円</u>
シーズン券		小学生	<u>5,230円</u>
		一般	<u>8,380円</u>

備考

1 スキーリフト共通券で乗車できるものは、ペアリフト、Tバーリフト及びロープトウとする。

2～4 [略]

ロープトウ券	1回券	小学生	<u>40円</u>
		一般	<u>60円</u>
	12回券	小学生	<u>400円</u>
		一般	<u>600円</u>
ナイター券		小学生	<u>1,100円</u>
		一般	<u>1,700円</u>
シーズン券		小学生	<u>7,000円</u>
		一般	<u>12,000円</u>

備考

1 スキーリフト共通券で乗車できるものは、ペアリフト及びロープトウとする。

2～4 [略]

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。

議案第 88 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 柳田工業団地拡張造成工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市柳田字五大尊 地内 外 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 606,100,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市大町5番19号
伊藤・吉田 柳田工業団地拡張造成工事 特定建設工事共同企業体
代表者 伊藤建設工業株式会社
代表取締役 中村 清昭 |

令和6年8月26日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 89 号

財産の取得について

次のとおり情報機器を購入する。

1	名 称	大型提示装置 70 台
2	契 約 の 方 法	指名競争入札
3	購 入 金 額	19,789,000 円
4	購入の相手方	横手市卸町2番2号 株式会社渡敬 代表取締役 渡部 尚男

令和 6 年 8 月 26 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年横手市条例第 67 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 90 号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく県営ほ場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による平鹿高口地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 8 月 26 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

字界変更調書(平鹿高口地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町中吉田字和村西 129から131までの各一部、133の一部、134、135、136の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字和村
横手市平鹿町中吉田字和村西 156の2、156の4	横手市平鹿町下吉田字高口東
横手市平鹿町中吉田字和村 8の一部、9の一部、11の1の一部、12の1の一部、13の1の一部、13の2の一部、14から19までの各一部、20の1の一部、21、22及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字和村西
横手市平鹿町下吉田字一本杉堂ノ後 7の2、8の1、26、27の1、27の2、27の6、28、29の1、31の2、41の1、42の1、44の1、44の3、45の1、45の4、46の3、47の1、47の3、52、53の1、55の1、57から59まで、61の5、62の4、62の5、107及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字高口
横手市平鹿町下吉田字一本杉 1の4、4、5の1から5の3まで、6の1、6の2、11から14まで、15の1、15の2、16の1、16の2、16の3、17の1、17の2、18、19、20の1、21の1、22、24、25、27から29まで、30の1、30の4、31の1、31の3、31の4、31の5、31の6、35から37まで、38の1、38の2、39の1、40、41の8、43の1から43の5まで、44の1から44の3まで、45の1、45の4、45の5、46から52まで、53の1、54、55の1、55の2、56の1、56の2、57、59、60の1、60の2、61、62、64から67まで、69の1、69の2、71から74まで、75の1、76から79まで、80の1、81、81の1、82、82の1、83、83の1、85の2、86から88まで、88の1、93、94、95の1、235、236の1、236の2、238の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町下吉田字一本杉 1の1、2の1、237の3	横手市平鹿町下吉田字一本杉堂ノ後
横手市平鹿町浅舞字向高口 1、3、5、7、9、11、13、17、20、22	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町下吉田字下高口 6の1、7の1、8の1、10の1、10の3、12、28の1の一部、32の一部、36の一部、50の一部、77の一部、78の一部、79の1の一部、79の2、86の1、86の2、87、88、89の1、89の2、90、92、93、94の1、95、97、98、102から108まで、110の1、111の1、112の1、113の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字一本杉大谷地
横手市大雄字袋谷地 11の1、13から15まで、16の1、17の1、17の3、18の1、19の1、20の1、21、22の1、23の1、24の1、25の1、26の1、27の1、28、29の1、37から45まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町下吉田字高口東 18の1の一部、19の一部、33の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字一本杉
横手市平鹿町下吉田字高口東 33の一部、34の一部、35の一部、36の一部、37、48の一部、49の一部、51の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字高口新川端
横手市平鹿町下吉田字下村道ノ上 3の一部、11の1の一部、36から38まで、39の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字弥十郎
横手市平鹿町下吉田字上大谷地 5、8の一部、9の一部、11から15までの各一部、16の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大雄字袋谷地
横手市平鹿町下吉田字高口狐森 138	横手市平鹿町中吉田字夜光

議案第 9 1 号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に基づく県営ほ場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による下福田地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

字界変更調書(下福田地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町下吉田字下福田 119の1、119の2、135の3及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字下福田街道下
横手市平鹿町下吉田字下福田東 4から11までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町下吉田字下福田街道下 172から177までの各一部、185から189までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字下福田東
横手市平鹿町下吉田字畑中 7から13まで、14の1、19、22、24の1、25から27まで、28の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町下吉田字下福田 10の1、12の1、12の2、14、15及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字下福田尻
横手市大雄字八柏川端 30の1、46及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	
横手市大雄字八柏樋場 8の1、8の3、8の4、8の5	
横手市大雄字八柏村東 96の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	

議案第 9 2 号

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年秋田県指令市町村第 1 9 9 0 号）の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

別紙

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年秋田県指令市町村第1990号）の一部を次のように変更する。

別表第1（第4条関係）中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 93 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和 6 年 8 月 26 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

廃止路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
101265	堰端 6 号線	横手市安田字堰端 6 8 － 8	56.49	9.50
		横手市安田字堰端 8 9 － 7		～6.00
400002	下開南部堤防線	横手市雄物川町薄井字抱合 6 5 （右）	960.82	11.00
		横手市雄物川町薄井字鳥屋場 2 7 6		～2.90
400019	手取堤防下開西線	横手市雄物川町薄井字手取 3 2 1	702.09	6.30
		横手市雄物川町薄井字鳥屋場 2 6 1		～3.30
400022	手取北部線	横手市雄物川町薄井字手取 3 3 5	345.71	7.10
		横手市雄物川町薄井字手取 2 9 8 － 1		～2.70

議案第 9 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
101265	堰端 6 号線	横手市安田字堰端 8 9 － 2	117.54	13.70
		横手市安田字堰端 6 8 － 4		～6.00
400002	下開南部堤防線	横手市雄物川町薄井字抱合 6 5 （右）	868.07	14.70
		横手市雄物川町薄井字鳥屋場 2 7 6		～3.90
400019	手取堤防下開西線	横手市雄物川町薄井字手取 3 2 1	295.93	9.80
		横手市雄物川町薄井字西手取 1 1 7		～3.00
400022	手取北部線	横手市雄物川町薄井字手取 3 3 5	318.00	7.90
		横手市雄物川町薄井字手取 2 9 8 － 1		～3.20

議案第 9 5 号

令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度横手市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 5 4, 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 1, 6 0 7, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出
横手市長 高 橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		19,447,000	457,330	19,904,330
	1 地方交付税	19,447,000	457,330	19,904,330
15 国庫支出金		7,913,958	2,002	7,915,960
	2 国庫補助金	3,454,634	2,002	3,456,636
16 県支出金		3,935,921	6,831	3,942,752
	2 県補助金	1,684,629	6,831	1,691,460
19 繰入金		5,933,823	△559,454	5,374,369
	1 特別会計繰入金	646,284	11,139	657,423
	2 基金繰入金	5,287,539	△570,593	4,716,946
20 繰越金		800,000	1,646,501	2,446,501
	1 繰越金	800,000	1,646,501	2,446,501
21 諸収入		2,056,376	545	2,056,921
	5 雑入	727,399	545	727,944
22 市債		6,881,400	345	6,881,745
	1 市債	6,881,400	345	6,881,745
歳 入 合 計		60,053,000	1,554,100	61,607,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		10,114,104	4,745	10,118,849
	1 総務管理費	9,304,907	2,743	9,307,650
	3 戸籍住民基本台帳費	244,978	2,002	246,980
3 民生費		15,042,278	37	15,042,315
	1 社会福祉費	8,272,752	37	8,272,789
4 衛生費		6,010,282	7,193	6,017,475
	2 清掃費	1,555,399	7,193	1,562,592
6 農林水産業費		3,000,538	13,969	3,014,507
	1 農業費	2,677,334	13,154	2,690,488
	2 林業費	323,204	815	324,019
7 商工費		2,984,184	29,250	3,013,434
	1 商工費	2,984,184	29,250	3,013,434
8 土木費		5,958,766	1,820	5,960,586
	2 道路橋りょう費	3,792,752	1,820	3,794,572
10 教育費		5,767,616	10,031	5,777,647
	1 教育総務費	946,481	7,987	954,468
	2 小学校費	1,486,728	5,180	1,491,908
	3 中学校費	322,540	△5,180	317,360
	5 保健体育費	2,189,134	2,044	2,191,178

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 諸支出金		677, 402	1, 487, 055	2, 164, 457
	1 基金費	677, 402	1, 487, 055	2, 164, 457
歳 出	合 計	60, 053, 000	1, 554, 100	61, 607, 100

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設等照明ＬＥＤ化事業	124,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	126,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農地集積加速化基盤整備事業	48,800		ただし、利率見直し方式を選んだ地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。		45,400		ただし、利率見直し方式を選んだ地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	
臨時財政対策債	71,000				73,645			

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税	19,447,000	457,330	19,904,330
15 国庫支出金	7,913,958	2,002	7,915,960
16 県支出金	3,935,921	6,831	3,942,752
19 繰入金	5,933,823	△559,454	5,374,369
20 繰越金	800,000	1,646,501	2,446,501
21 諸収入	2,056,376	545	2,056,921
22 市債	6,881,400	345	6,881,745
計	60,053,000	1,554,100	61,607,100

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	10,114,104	4,745	10,118,849	2,002		1,100		1,643
3 民生費	15,042,278	37	15,042,315					37
4 衛生費	6,010,282	7,193	6,017,475					7,193
6 農林水産業費	3,000,538	13,969	3,014,507		6,831	△3,400		10,538
7 商工費	2,984,184	29,250	3,013,434					29,250
8 土木費	5,958,766	1,820	5,960,586					1,820
10 教育費	5,767,616	10,031	5,777,647				545	9,486
13 諸支出金	677,402	1,487,055	2,164,457					1,487,055
計	60,053,000	1,554,100	61,607,100	2,002	6,831	△2,300	545	1,547,022

2. 歳入

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	19,447,000	457,330	19,904,330	1 地方交付税	457,330	普通交付税 457,330
計	19,447,000	457,330	19,904,330			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	1,040,751	2,002	1,042,753	1 総務管理費補助金	2,002	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 2,002
計	3,454,634	2,002	3,456,636			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費補助金	883,539	6,831	890,370	1 農業費補助金	6,831	畑地化促進事業費補助金 3,555 麦・大豆生産技術向上事業補助金 3,276
計	1,684,629	6,831	1,691,460			

19 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 介護保険特別会計繰入金	1	11, 139	11, 140	1 介護保険特別会計繰入金	11, 139	介護保険特別会計繰入金 11, 139
計	646, 284	11, 139	657, 423			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	3, 411, 291	△570, 593	2, 840, 698	1 財政調整基金繰入金	△570, 593	財政調整基金繰入金 △570, 593
計	5, 287, 539	△570, 593	4, 716, 946			

20 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	800, 000	1, 646, 501	2, 446, 501	1 繰越金	1, 646, 501	繰越金 1, 646, 501
計	800, 000	1, 646, 501	2, 446, 501			

21 款 諸収入
5 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 雑入	397, 949	545	398, 494	1 雑入	545	ネーミングライツ収入 545
計	727, 399	545	727, 944			

22 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	1, 983, 700	1, 100	1, 984, 800	1 総務管理事業債	1, 100	脱炭素化推進事業債 1, 100
4 農林水産業債	192, 300	△3, 400	188, 900	1 農業事業債	△3, 400	過疎対策事業債 △48, 800 公共事業等債 45, 400
10 臨時財政対策債	71, 000	2, 645	73, 645	1 臨時財政対策債	2, 645	臨時財政対策債 2, 645
計	6, 881, 400	345	6, 881, 745			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6財産管理費	1,064,685	1,501	1,066,186				1,501	12委託料	1,501	財産経営推進計画実施事業 1,501
9地域局費	465,472	1,242	466,714		1,100		142	14工事請負費	1,242	地区交流センター費 1,242
計	9,304,907	2,743	9,307,650		1,100		1,643			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	244, 978	2, 002	246, 980	2, 002				12 委託料	2, 002	戸籍事務費2, 002
計	244, 978	2, 002	246, 980	2, 002						

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4地域福祉費	517, 094	37	517, 131				37	22 償還金、利 子及び割引 料	37	地域福祉総務費	37
計	8, 272, 752	37	8, 272, 789				37				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2塵芥処理費	1, 165, 442	7, 193	1, 172, 635				7, 193	1 報酬	6, 203	ペットボトル等処理施設費 7, 193
								3 職員手当等	808	
								8 旅費	182	
計	1, 555, 399	7, 193	1, 562, 592				7, 193			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 農業振興費	1, 040, 124	11, 554	1, 051, 678	6, 831			4, 723	18 負担金補助 及び交付金	11, 554	農業経営支援事業 果樹振興事業 畑地化促進支援事業	3, 276 4, 723 3, 555
8 農地費	898, 429	1, 600	900, 029		△3, 400		5, 000	18 負担金補助 及び交付金	1, 600	農業生産基盤整備事業	1, 600
計	2, 677, 334	13, 154	2, 690, 488	6, 831	△3, 400		9, 723				

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 林業総務費	66, 158	815	66, 973				815	18 負担金補助 及び交付金	815	有害鳥獣対策事業	815

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	323, 204	815	324, 019				815			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3観光費	164, 551	7, 319	171, 870				7, 319	10 需用費	389	観光誘客推進事業 7, 319
								12 委託料	6, 930	
4商工観光施設費	149, 933	21, 931	171, 864				21, 931	12 委託料	811	道の駅費 21, 931
								14 工事請負費	21, 120	
計	2, 984, 184	29, 250	3, 013, 434				29, 250			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 雪対策費	1,462,117	1,820	1,463,937				1,820	10 需用費	1,820	克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・ 消融雪溝等）管理費 1,820
計	3,792,752	1,820	3,794,572				1,820			

10 款 教育費

1 項 教育総務費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2事務局費	798, 418	7, 987	806, 405				7, 987	12 委託料	7, 987	小中学校 I T環境管理経費 7, 987
計	946, 481	7, 987	954, 468				7, 987			

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	1, 405, 525	5, 180	1, 410, 705				5, 180	1 報酬	3, 771	小学校管理費 5, 180
								3 職員手当等	1, 409	
計	1, 486, 728	5, 180	1, 491, 908				5, 180			

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	273, 974	△5, 180	268, 794				△5, 180	1 報酬	△3, 771	中学校管理費 △5, 180
								3 職員手当等	△1, 409	
計	322, 540	△5, 180	317, 360				△5, 180			

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育総務費	351, 865	0	351, 865			545	△545		生涯学習館費 財源振替	
5 文化財保護費	78, 483	0	78, 483					1 報酬	△1, 327	後三年合戦保存活用整備事業 歳出組替
								3 職員手当等	△509	
								8 旅費	△88	
								10 需用費	954	
								12 委託料	970	
計	822, 733	0	822, 733			545	△545			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 学校給食費	744,988	2,044	747,032				2,044	10 需用費	339	学校給食事業	2,044
								11 役務費	300		
								12 委託料	165		
								18 負担金補助 及び交付金	1,240		
計	2,189,134	2,044	2,191,178				2,044				

13 款 諸支出金

1 項 基金費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 財政調整基金費	396, 965	1, 223, 260	1, 620, 225				1, 223, 260	24 積立金	1, 223, 260	財政調整基金積立金 1, 223, 260
3 目的基金費	279, 354	263, 795	543, 149				263, 795	24 積立金	263, 795	ふるさと応援基金積立金 19, 117 公共施設等総合管理推進基金積立金 244, 678
計	677, 402	1, 487, 055	2, 164, 457				1, 487, 055			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,291) 878	1,719,554	3,547,501	3,039,972	8,307,027	1,525,754	9,832,781	
補 正 前	(1,290) 878	1,714,678	3,547,501	3,039,673	8,301,852	1,525,754	9,827,606	
比 較	(1)	4,876		299	5,175		5,175	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 勤 務 当 手 当	時間外 勤 務 当 手 当	宿日直 当 手 当	管理職員 特別勤務 当 手 当	夜 間 勤 務 当 手 当	休 日 勤 務 当 手 当	管理職 勤 務 当 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 当 手 当	児 童 当 手 当	単 身 赴 任 当 手 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 金 負 担 金	合 計
補 正 後	113,646	43,666	57,041	20,634	369,604	4,900	1,360	14,000	59,937	42,245	1,039,699	877,046	59,474	55,305		1,589	279,826	3,039,972
補 正 前	113,646	43,666	57,041	20,634	369,604	4,900	1,360	14,000	59,937	42,245	1,039,726	876,720	59,474	55,305		1,589	279,826	3,039,673
比 較											△27	326						299

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,233)	1,719,554		500,826	2,220,380	287,384	2,507,764	
補 正 前	(1,232)	1,714,678		500,527	2,215,205	287,384	2,502,589	
比 較	(1)	4,876		299	5,175		5,175	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当	住 居 当	通 勤 当	特 殊 勤 手	時間外 勤務 当	宿日直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当	単 身 赴 手	身 任 当	地 域 当	退 職 手 当 金	合 計
補正後											266,017	234,809							500,826
補正前											266,044	234,483							500,527
比 較											△27	326							299

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,770,600	△ 2,300	6,768,300	4,966,723		4,966,723	49,494,987	△ 2,300	49,492,687
(1)総 務	1,983,700	1,100	1,984,800	809,065		809,065	8,599,594	1,100	8,600,694
(5)農林水産	192,300	△ 3,400	188,900	500,452		500,452	4,612,676	△ 3,400	4,609,276
3. そ の 他	72,500	2,645	75,145	1,900,688		1,900,688	14,516,690	2,645	14,519,335
(4)臨時財政対策債	71,000	2,645	73,645	1,772,722		1,772,722	14,048,655	2,645	14,051,300
合 計	6,881,400	345	6,881,745	6,911,677		6,911,677	64,252,596	345	64,252,941

議案第 9 6 号

令和 6 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 8, 0 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 1 5 8, 9 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出
横手市長 高 橋 大

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金		2,180,167	△182,321	1,997,846
	2 基金繰入金	205,407	△182,321	23,086
9 繰越金		1	400,391	400,392
	1 繰越金	1	400,391	400,392
歳 入	合 計	12,940,843	218,070	13,158,913

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸支出金		1, 547	218, 070	219, 617
	1 償還金及び還付加算金	1, 546	206, 931	208, 477
	2 繰出金	1	11, 139	11, 140
歳 出	合 計	12, 940, 843	218, 070	13, 158, 913

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金	2, 180, 167	△182, 321	1, 997, 846
9 繰越金	1	400, 391	400, 392
計	12, 940, 843	218, 070	13, 158, 913

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	1, 547	218, 070	219, 617					218, 070
計	12, 940, 843	218, 070	13, 158, 913					218, 070

2. 歳入

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険給付準備基金繰入金	205, 407	△182, 321	23, 086	1 介護保険給付準備基金繰入金	△182, 321	介護保険給付準備基金繰入金 △182, 321
計	205, 407	△182, 321	23, 086			

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	400, 391	400, 392	1 繰越金	400, 391	繰越金 400, 391
計	1	400, 391	400, 392			

3. 歳出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償還金	1	206, 931	206, 932				206, 931	22 償還金、利 子及び割引 料	206, 931	償還金 206, 931
計	1, 546	206, 931	208, 477				206, 931			

6 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1一般会計繰 出金	1	11, 139	11, 140				11, 139	27繰出金	11, 139	一般会計繰出金 11, 139
計	1	11, 139	11, 140				11, 139			

議案第 97 号

令和 6 年度横手市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度横手市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 350,698 千円は過年度分損益勘定留保資金 350,698 千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 市立横手病院資本的収入	355,307 千円	7,900 千円	363,207 千円
第 2 項 企業債	190,700 千円	7,900 千円	198,600 千円
第 2 款 市立大森病院資本的収入	469,113 千円	16,653 千円	485,766 千円
第 2 項 企業債	264,700 千円	15,300 千円	280,000 千円
第 4 項 国県補助金	千円	1,353 千円	1,353 千円
合 計	824,420 千円	24,553 千円	848,973 千円
	支	出	
第 1 款 市立横手病院資本的支出	560,000 千円	7,918 千円	567,918 千円
第 1 項 建設改良費	202,944 千円	7,918 千円	210,862 千円
第 2 款 市立大森病院資本的支出	615,000 千円	16,753 千円	631,753 千円
第 1 項 建設改良費	266,489 千円	16,753 千円	283,242 千円
合 計	1,175,000 千円	24,671 千円	1,199,671 千円

第3条 予算第6条に定めた限度額を次のとおりに改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額（千円）	償還の方法	利率	償還の方法	限度額（千円）	償還の方法	利率	償還の方法
市立横手病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	139,600 51,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率で借入する ことができる。	政府資金の場合 は、借入先の融資 条件による。 銀行その他の場 合には、その債権 者と協定するところ による。ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、もしくは 繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。	139,600 59,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率で借入する ことができる。	政府資金の場合 は、借入先の融資 条件による。 銀行その他の場 合には、その債権 者と協定するところ による。ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、もしくは 繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。
市立大森病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	252,600 12,100				262,200 17,800			
計	455,400				478,600			

令和6年8月26日提出
横手市長 高 橋 大

病院事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和 6 年度横手市病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の収入			355,307	7,900	363,207
	2. 企業債		190,700	7,900	198,600
		1. 企業債	190,700	7,900	198,600
2. 市立大森病院資本の収入			469,113	16,653	485,766
	2. 企業債		264,700	15,300	280,000
		1. 企業債	264,700	15,300	280,000
	4. 国県補助金			1,353	1,353
		1. 国県補助金		1,353	1,353
合 計			824,420	24,553	848,973

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の支出			560,000	7,918	567,918
	1. 建設改良費		202,944	7,918	210,862
		1. 建設改良費	202,944	7,918	210,862
2. 市立大森病院資本の支出			615,000	16,753	631,753
	1. 建設改良費		266,489	16,753	283,242
		1. 建設改良費	266,489	16,753	283,242
合 計			1,175,000	24,671	1,199,671

令和 6 年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 20,100	有形固定資産の取得による支出	△ 494,104
減価償却費	629,264	国県補助金による収入	1,354
固定資産除却費	17,332	看護師等奨学金貸付による支出	△ 1,200
引当金の増減額	308	看護師等奨学金返還による収入	2
長期前受金戻入額	△ 41,784	看護師等奨学金返還免除	2,400
受取利息及び配当金	△ 323	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 491,548
支払利息	46,528		
未収金の増減額	0	3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
未払金の増減額	0	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	478,600
その他流動負債の増減額	0	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 704,367
小計	631,225	他会計からの出資による収入	369,017
利息及び配当金の受取額	323	財務活動によるキャッシュ・フロー	143,250
利息の支払額	△ 46,528		
業務活動によるキャッシュ・フロー	585,020	4 資金増減額	236,722
		5 資金期首残高	4,000,459
		6 資金期末残高	4,237,181

令和 6 年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部			
	千円	千円	千円
1. 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ. 土地		722, 500	
ロ. 建物	11, 937, 166		
減価償却累計額	<u>△ 7, 989, 789</u>	3, 947, 377	
ハ. 構築物	392, 893		
減価償却累計額	<u>△ 276, 669</u>	116, 224	
二. 器械及び備品	6, 431, 507		
減価償却累計額	<u>△ 5, 010, 902</u>	1, 420, 605	
ホ. 車両	43, 324		
減価償却累計額	<u>△ 34, 985</u>	8, 339	
ヘ. 建設仮勘定	<u>10, 250</u>	<u>10, 250</u>	
有形固定資産 合 計			6, 225, 295
(2) 投資その他の資産			
イ. 長期貸付金		16, 198	
ロ. 貸倒引当金		<u>△ 6, 400</u>	
投資その他の資産 合 計			<u>9, 798</u>
固 定 資 産 合 計			6, 235, 093
2. 流 動 資 産			
(1) 現金預金		4, 237, 181	
(2) 未収金		1, 267, 534	
(3) 有価証券		0	
(4) 貯蔵品		83, 467	
(5) 短期貸付金		0	
流 動 資 産 合 計			<u>5, 588, 182</u>
資 産 合 計			<u><u>11, 823, 275</u></u>

負 債 の 部				
	千円	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債				
(1) 企業債				
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>3,193,452</u>		
企 業 債 合 計			3,193,452	
(2) 引当金				
イ. 退職給付引当金		<u>997,305</u>		
引 当 金 合 計			<u>997,305</u>	
固 定 負 債 合 計				4,190,757
4. 流 動 負 債				
(1) 一時借入金			0	
(2) 企業債				
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>669,763</u>		
企 業 債 合 計			669,763	
(3) 未払金			400,575	
(4) 預り金			40,638	
(5) 引当金				
イ. 賞与引当金		216,415		
ロ. 法定福利費引当金		<u>40,998</u>		
引 当 金 合 計			<u>257,413</u>	
流 動 負 債 合 計				1,368,389
5. 繰 延 収 益				
長期前受金			945,551	
長期前受金収益化累計額			<u>△ 797,949</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>147,602</u>
負 債 合 計				<u><u>5,706,748</u></u>

資 本 の 部			
6. 資 本 金			6, 868, 086
7. 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ. 減債積立金	<u>22, 938</u>		
(2) 欠損金			
イ. 当年度未処理欠損金	<u>774, 497</u>		
欠 損 金 合 計		<u>774, 497</u>	
欠 損 金 合 計			<u>751, 559</u>
資 本 合 計			<u>6, 116, 527</u>
負 債 資 本 合 計			<u>11, 823, 275</u>

令和6年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）説明資料
資本的收入及び支出

収 入		(単位：千円)			
項 目		既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款	市立横手病院資本の収入	355, 307	7, 900	363, 207	
2 項	企業債	190, 700	7, 900	198, 600	
1 目	企業債	190, 700	7, 900	198, 600	
	企業債	190, 700	7, 900	198, 600	
2 款	市立大森病院資本の収入	469, 113	16, 653	485, 766	
2 項	企業債	264, 700	15, 300	280, 000	
1 目	企業債	264, 700	15, 300	280, 000	
	企業債	264, 700	15, 300	280, 000	
4 項	国県補助金		1, 353	1, 353	
1 目	国県補助金		1, 353	1, 353	
	国県補助金		1, 353	1, 353	
	合 計	824, 420	24, 553	848, 973	

支 出		(単位：千円)			
項 目		既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院資本の支出		560, 000	7, 918	567, 918	
1 項 建設改良費		202, 944	7, 918	210, 862	
1 目 建設改良費		202, 944	7, 918	210, 862	
建設改良費		202, 944	7, 918	210, 862	
2 款 市立大森病院資本の支出		615, 000	16, 753	631, 753	
1 項 建設改良費		266, 489	16, 753	283, 242	
1 目 建設改良費		266, 489	16, 753	283, 242	
建設改良費		266, 489	16, 753	283, 242	
合 計		1, 175, 000	24, 671	1, 199, 671	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数	市立横手病院	市立大森病院
建物	3年～39年	6年～39年
構築物	10年～30年	10年～20年
機械及び備品	3年～20年	3年～15年
車両	4年～6年	4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（１年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は２，２２８，１５４千円（うち市立横手病院は１，２５１，４０６千円、うち市立大森病院は９７６，７４８千円）である。

III. その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として８５２，３０７千円（うち市立横手病院は５７０，１７２千円、うち市立大森病院は２８２，１３５千円）を支給するため、賞与引当金２１４，５０６千円（うち市立横手病院は１３９，０８６千円、うち市立大森病院は７５，４２０千円）を使用する。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として733,637千円（うち市立横手病院は477,794千円、うち市立大森病院は255,843千円）を支払いするため、法定福利費引当金42,599千円（うち市立横手病院は27,756千円、うち市立大森病院は14,843千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

- 1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,456,300	2,687,182	8,143,482
医 業 費 用	5,766,908	2,894,064	8,660,972
医 業 損 益	△ 310,608	△ 206,882	△ 517,490
医 業 外 収 益	343,699	230,818	574,517
医 業 外 費 用	32,092	22,936	55,028
医 業 外 損 益	311,607	207,882	519,489
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	0	0	0
資 産	7,662,543	4,160,732	11,823,275
負 債	3,640,942	2,065,806	5,706,748
資 本	4,021,601	2,094,926	6,116,527